

平成25年度 宮城県環境影響評価マニュアル追補版の作成について
 - 風力発電事業の条例対象化関連 -

1 これまでのマニュアル策定状況

年 度	環境影響評価マニュアル名	備 考
H1 1	宮城県環境影響評価マニュアル	
H1 3	動物・植物・生態系	
H1 4	公害質（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動など）	
H1 5	事後調査	冊子としては一体
H1 6	人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野	
H1 7	環境保全措置	
H1 8	方法書	
H1 9	準備書・評価書	
H2 0	動物・植物・生態系	
H2 1	大気・水・土壌その他の環境	
H2 2	人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野	
H2 3	震災により休止	
H2 4	環境保全措置・事後調査	
H2 5	風力発電事業の追加に関連する追補版作成	

平成19年度に条例施行規則及び技術指針の改正が行われており，平成18年度から当該改正を反映した改訂が行われてきたが，平成24年度の改訂で一巡したところ。

現在は，6冊のマニュアルで運用されている。

2 追補版作成の内容

(1) 作成の方法

風力発電事業に係る最新の技術的知見に基づく調査・予測・評価・環境保全措置に係る方法や事例，他県の実態等を収集・整理する。

現在運用しているの全てのマニュアルについて横断的な見直し作業を行い，の結果を踏まえて追補版の内容を検討する。

(2) 想定される追補版の内容

低周波音

既存のマニュアル（大気・水・土壌その他の環境）に掲載はされているが，道路事業を前提とした書きぶりになっているため，風力発電にかかる最新の知見と合わせて検討が必要。

シャドーフリッカー

既存のマニュアル(大気・水・土壌その他の環境)に日照障害は掲載はされているが，シャドーフリッカーについては記載がないので，追加が必要。

電波障害

既存のマニュアルには記載がないため，追加が必要。

景観

高層建築物が景観に及ぼすインパクトは特に強いので，風力発電所に特化した環境保全措置等について検討が必要。

バードストライク

既存のマニュアル（動物・植物・生態系）には，バードストライクに係る記載が無いので，先進的な事例を踏まえた検討が必要。

風害

既存のマニュアル（大気・水・土壌その他の環境）に掲載はされているが，強風（ビル風）等に対する予測・評価等の手法を記載したものであるため，風力発電所の存在により，風が弱くなることの影響について検討が必要。

3 追補版作成のスケジュール

時 期	内 容
5月	環境影響評価マニュアル検討部会委員選定（技術審査会会長が指名）
6～8月	環境影響評価マニュアル追補版素案作成 委託
9月	第1回環境影響評価マニュアル検討部会開催 ・ 検討部会設置の主旨と作業スケジュールの説明 ・ 調査内容の確認及び見直しの方針 ・ 素案の説明と意見聴取
10月	素案の修正（修正案の作成） 委託
12月	第2回環境影響評価マニュアル検討部会開催 ・ 修正案の説明
H26年1月	修正案の再修正（追補版原案の作成） 委託
2月	印刷配布（自前印刷）

4 宮城県環境影響評価マニュアル検討部会委員の指名について

「環境影響評価技術審査会の運営に関する規定」の第5条第1項に基づき，技術審査会は必要に応じて部会を置くことができ，部会の属すべき委員及び専門委員は，技術審査会の委員及び専門委員の中から会長が指名する規定となっている。

【環境影響評価技術審査会の運営に関する規程】

（部会）

第5条 技術審査会は，所掌事務を調査審議させるため，必要に応じ，部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は，技術審査会の委員及び専門委員の中から会長が指名する。